

昭和六十年郵政省令第二十八号

工事担任者規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十号）第五十三条第一項、第五十四条、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十八条、第六十条第一項、第六十三条、第六十七条第三項及び附則第十四条第二項の規定に基づき、並びに同法

三

（試験の方法）		第五条	（試験の方法）	第二章	工事担任者試験	第四条	法第七十二条第一項の工事担任者資格者証（以下「資格者証」という。）の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、次の表に掲げるとおりとする。
通信総合	通信総合	信ルジ級 通タデ二	信ルジ級 通タデ一	信グナ級 通アロ二	信グナ級 通アロ一	信グナ級 通アロ一	類の者種 資格 工事の範囲
工事	工事	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒一ギガビット以下であつて、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒一ギガビット以下であつて、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事	（資格者証の種類及び工事の範囲）

第六条（受験の停止等）

有線電気通信法及びこれに基づく命令の大要

<p>（試験科目）</p> <p>第七条 試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。</p> <p>し、又はその試験を無効にすることができる。</p>
<p>イ 第一級アナログ通信</p> <p>電気通信技術の基礎</p> <p>（1） 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎</p>
<p>ロ 端末設備の接続のための技術及び理論</p> <p>（1） 端末設備の技術</p> <p>（2） 端末設備の接続に関する法規</p> <p>（3） 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）及びこれに基づく命令</p> <p>（4） 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）及びこれに基づく命令</p>
<p>ハ 情報セキュリティの技術</p> <p>（1） 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）及びこれに基づく命令</p>
<p>（2） 総合デジタル通信の技術</p> <p>（3） 接続工事の技術及び施工管理</p> <p>（4） トライピック理論</p>
<p>二 イ 第二級アナログ通信</p> <p>電気通信技術の基礎</p> <p>（1） 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の初步</p> <p>（2） 電気通信の初步</p>
<p>ロ 端末設備の接続のための技術及び理論</p> <p>（1） 端末設備の技術</p> <p>（2） 統合デジタル通信の技術</p> <p>（3） 接続工事の技術</p> <p>（4） 情報セキュリティの技術</p>
<p>ハ 端末設備の接続に関する法規</p> <p>法及びこれに基づく命令の大要</p>

(2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令の大要

		(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の大要
三	第一級デジタル通信	
イ	電気通信技術の基礎	
(1)	電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎	
(2)	電気通信の基礎	
ロ	端末設備の接続のための技術及び理論	
(1)	端末設備の技術	
(2)	ネットワークの技術	
ハ	接続工事の技術及び施工管理	
(1)	情報セキュリティの技術	
(2)	端末設備の接続に関する法規	
(3)	法及びこれに基づく命令	
(4)	有線電気通信法及びこれに基づく命令	
(5)	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	
四	電気通信技術の基礎	
(1)	電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令	
(2)	第二級デジタル通信	
イ	電気通信技術の基礎	
(1)	電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令	
(2)	第二級デジタル通信	
ロ	電気通信の初步	
(1)	電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の初步	
(2)	電気通信の初步	
ハ	端末設備の接続のための技術及び理論	
(1)	端末設備の接続のための技術及び理論	
(2)	端末設備の接続のための技術及び理論	
(3)	接続工事の技術	
(4)	接続工事の技術	
ハ	情報セキュリティの技術	
(1)	情報セキュリティの技術	
(2)	端末設備の接続に関する法規	
(3)	法及びこれに基づく命令の大要	
(4)	法及びこれに基づく命令の大要	
五	端末設備の接続に関する法規	
イ	有線電気通信法及びこれに基づく命令の大要	
(1)	有線電気通信法及びこれに基づく命令の大要	
(2)	不正アクセス行為の禁止等に関する法	
総合通信	律の大要	
イ	電気通信技術の基礎	

(1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎	(2) 端末設備の基礎	(3) 総合デジタル通信の技術	(4) 接続工事の技術及び施工管理	(5) 情報セキュリティの技術	(6) ネットワークの技術	(7) 端末設備の接続に関する法規	(8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律	(9) 電線電気通信法及びこれに基づく命令	(10) 有線電気通信法及びこれに基づく命令	(11) 有線電気通信法及びこれに基づく命令	(12) 有線電気通信法及びこれに基づく命令	(13) 有線電気通信法及びこれに基づく命令	(14) 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令
(15) 第四十二条の規定により無線従事者の免許を受けている者又は建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。）とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。）とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験													

(認定校等における認定に係る教育課程修了者に対する試験の免除)	(認定校等における認定に係る教育課程修了者に対する試験の免除)												
(昭和二十一年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育施設（以下「学校等」という。）において認定に係る教育課程を修了した者が試験を受ける場合は、申請により、別表第四号の区別に従つて、試験科目の全部について試験を免除する。（実務経歴を有する者に対する試験の免除）													

(試験の公示)	(試験の実施)	(試験の結果)	(試験の通知)	(認定の届出等)	(認定書の交付)
第十三条　総務大臣又は指定試験機関は、試験の期日、場所、その他試験の実施に關し必要な事項をあらかじめ公示する。	第十四条　試験（指定試験機関が試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別表第五号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。（試験の申請）	第十五条　総務大臣又は指定試験機関は、試験を受けた者に、その試験の結果を工事担任者試験日時及び場所を通知する。（試験結果の通知）	第十六条　総務大臣又は指定試験機関は、試験を受けた者に、その試験の結果を工事担任者試験結果通知書により通知する。（学校等の認定）	第十七条　第十二条に規定する学校等の認定は、総務大臣が別に告示する基準により行う。（認定の申請）	第十八条　前条に規定する認定を受けようとする学校等の設置者は、別表第七号に定める様式の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
二　学校等の設置者の名称又は氏名	三　学校等の長の氏名	四　学校等の設立の目的	五　学校等の設立及び部科設置の年月日	六　入学資格及び修業年限	七　教育課程（科目ごとの単位数を換算した時間数を含む。）
八　学生又は生徒の定員（部科別）	九　教員（教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別）の氏名、履歴、担当科目及び担当時間	十　参考事項			

(手数料)	(認定の取消し)	(認定の取消し)	(認定の取消し)	(認定の取消し)	(認定の取消し)
第十四条の二　電気通信事業法施行令（昭和六十一年政令第七十五号）別表第二の三の項の総務省令で定める額は、次に掲げる資格者証の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。	イ　第一級アナログ通信、第一級デジタル通信及び総合通信機関に提出しなければならない。	ロ　第二級デジタル通信及び第二級アナログ通信機関に提出する場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。	三　学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校について、第一項第九号に掲げる事項の記載を省略することができる。	四　国に設置する学校等（学校教育法第一条に規定する学校を除く。）については、第一項	号に掲げる事項の記載を省略することができる。
（認定の取消し）	（認定の取消し）	（認定の取消し）	（認定の取消し）	（認定の取消し）	（認定の取消し）
（認定の取消し）	（認定の取消し）	（認定の取消し）	（認定の取消し）	（認定の取消し）	（認定の取消し）

四 前三号のいずれかに該当する者を代表者とする者は当該申請に係る養成課程の管理者若しくは講師とする者	総務大臣は、第一項の規定により認定したときは、認定書を交付するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
五 前項の認定書には、その認定が第二十五条第五号に規定する他の授業時間の基準によるものであるときは、その旨及び当該授業時間を記載するものとする。	(基準の維持)
六 第二十八条 養成課程の認定を受けている者(以下「認定施設者」という。)は、その認定に係る養成課程を第二十五条に掲げる基準に適合するよう維持しなければならない。	(養成課程に係る事項の変更)
七 第二十九条 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならぬ。	(認定の取消し)
八 一 管理者 二 実施の期間 三 講師(その担当別を含む。) 四 養成人員(メディアを利用して行う授業による養成課程の場合を除く。) 五 試験問題の作成方針及び管理方法 六 養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲	総務大臣は、認定施設者が第二十七条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する場合にあっては、前項の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

九 号及び各修了者の修了試験の成績	六 履修者数
十 参考事項	七 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号及び各修了者の修了試験の成績
十一 授業科目別授業時間	八 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあっては、前項の規定にかかるわらず、認定施設者は、その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。
十二 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	九 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合は、前項の規定にかかるわらず、認定施設者は、その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。
十三 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	十 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
十四 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	十一 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合は、前項の規定にかかるわらず、認定施設者は、その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。
十五 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	十二 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
十六 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	十三 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
十七 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	十四 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
十八 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	十五 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
十九 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	十六 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
二十 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	十七 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
二十一 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	十八 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
二十二 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	十九 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
二十三 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	二十 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
二十四 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	二十一 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
二十五 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	二十二 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
二十六 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	二十三 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
二十七 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	二十四 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
二十八 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	二十五 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
二十九 一 養成課程の種別 二 授業科目別授業時間	二十六 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
三十 一 養成課程の種別 二 実施の期間及び場所 三 授業科目別授業時間	二十七 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績

三十一条 第二十九条の規定により承認を受けなければならないものの及びメディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあっては養成人員を除く。)に変更があったときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。(報告)	三十二条 総務大臣は、認定をした養成課程が第二十五条に掲げる基準に適合しないものとなつたときは、その認定を取り消す。
三十二条 第二十九条の規定により承認を受けなければならない前項の規定による報告は、その養成課程に關し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。	三十三条 総務大臣は、認定施設者は、その養成課程を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。
三十三条 第二十九条の規定により承認を受けなければならない前項の届出があつたときは、その養成課程に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。(廃止)	三十四条 総務大臣は、養成課程に係る規定の施行に関し必要があると認めるときは、第二十一条の規定により申請をした者又は認定施設者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。
三十四条 第二十九条の規定により承認を受けなければならない前項の届出があつたときは、実地に調査することができる。	三十五条 法第七十二条第二項において準用する法第四十六条第三項の規定による認定を受けようとする者は、申請書に端末設備等の接続に関し、工事担任者として必要な知識及び技能を有することを証明する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。(結果の通知)

三十五条 法第七十二条第二項において準用する法第四十六条第三項の規定による認定を受けようとする者は、申請書に端末設備等の接続に関し、工事担任者として必要な知識及び技能を有することを証明する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。(結果の通知)	三十六条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、その結果を通知する。
三十七条 資格者証の交付の申請	三十七条 資格者証の交付の申請
三十八条 総務大臣は、前条の申請があつたときは、別表第十一号に定める様式の資格者証を交付する。	三十九条 削除
四十条 工事担任者は、氏名に変更を生じたときは、資格者証を汚し、破り若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、別表第十二号に定める様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。	(資格者証の再交付)
四十一 条 第三十九条 削除	四十二条 第三十九条 削除

録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならぬ。

第三十二条 総務大臣は、認定をした養成課程が第二十五条に掲げる基準に適合しないものとなつたときは、その認定を取り消す。

第三十三条 総務大臣は、認定施設者が第二十七条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する場合にあっては、前項の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

第三十四条 総務大臣は、養成課程に係る規定の施行に関し必要があると認めるときは、第二十一条の規定により申請をした者又は認定施設者に対し、資料の提出又は説明を求めることがあるときは、実地に調査することができる。

第三十五条 法第七十二条第二項において準用する法第四十六条第三項の規定による認定を受けようとする者は、申請書に端末設備等の接続に関し、工事担任者として必要な知識及び技能を有することを証明する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

第三十六条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、その結果を通知する。

第三十七条 資格者証の交付の申請

第三十八条 総務大臣は、前条の申請があつたときは、別表第十一号に定める様式の資格者証を交付する。

第三十九条 削除

第四十条 工事担任者は、氏名に変更を生じたときは、資格者証を汚し、破り若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、別表第十二号に定める様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

第四十一条 第三十九条 削除

二 写真一枚	三 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）	四 総務大臣は、前項の申請があつたときは、資格者証を再交付する。
(資格者証の返納)		
第四十一条 法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定により資格者証の返納を命ぜられた者は、その処分を受けた日から十日以内にその資格者証を総務大臣に返納しなければならない。資格者証の再交付を受けた後失った資格者証を発見したときも同様とする。 (添付書類の省略)	二 資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えなければならない。	一 行おうとする試験事務の区分
第四十二条 法第七十二条第一項の規定にかかるわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項第一号の書類の添付を要しない。	二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）	二 試験事務を開始しようとする日
総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から資格者の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の七第四項に規定する機関保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けるとき。	三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	三 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
二 資格者証の交付を受けようとする者が他の工事担任者資格者証の交付を受けており、当該工事担任者資格者証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。	四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類	四 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 資格者証の交付を受けようとする者が法第四十六条第三項の規定により、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けており、当該電気通信主任技術者資格者証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。	五 役員の氏名及び経歴を記載した書類	一 行おうとする試験事務の区分
四 資格者証の交付を受けようとする者が電波法第四十条第一項の規定に係る無線従事者免許証の交付を受けしており、当該無線従事者免許証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。	六 組織及び運営に関する事項を記載した書類	二 試験事務を行おうとする事務所ごとに試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
(指定の区分)	第七条 第三項に規定する試験員（以下「試験員」という。）の選任に関する事項を記載した書類	三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
第六章 指定試験機関	八 現に行つてある業務の概要を記載した書類	四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
第四十三条 法第七十四条第二項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、資格者証の種類の別とする。	九 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類	五 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
(指定の区分)	十 法第七十六条に規定する試験員（以下「試験員」という。）の選任に関する事項を記載した書類	六 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
第四十四条 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	一一 その他参考となる事項を記載した書類	七 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
二 総務大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示する。	(指定試験機関の名称等の変更等の届出)	八 その他他試験事務の実施に關する必要な事項
(試験員の要件)	二 選任又は解任の理由	九 試験事務規程の認可の申請
第四十五条 法第七十六条の総務省令で定める区分（以下「試験事務の区分」という。）	三 選任の場合にあつては、その者の経歴並びにその者が試験事務を行う事務所の名称及び所在地	一 試験事務規程の認可の申請
(指定の区分)	四 受験者の受験番号、氏名及び生年月日	二 試験事務の区分
第六章 指定試験機関	五 合否の別	三 試験地
第四十六条 法第七十四条第二項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、資格者証の種類の別とする。	六 合格年月日	四 試験事務を行おう時間及び休日に関する事項
(指定の申請)	2 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行おう事務に三年以上従事した経験を有するもの	五 試験事務を行おう事務所及び試験地に関する事項
二 学校教育法による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において電気通信工学に関する学科	三 試験事務の実施の方法に関する事項	六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
三 試験事務の実施の方法に関する事項	四 手数料の収納の方法に関する事項	七 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
四 試験員の選任及び解任並びにその配置に関する事項	五 試験員の選任及び解任並びにその配置に関する事項	八 その他他試験事務の実施に關する必要な事項
四 受験者数	六 試験事務規程の認可の申請	九 試験事務規程の認可の申請

2 六 合格者数
2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表
二 合格者の写真
(試験事務の休廃止の許可の申請)
第五十三条 指定試験機関は、法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
一 休止又は廃止しようとする試験事務の範囲
二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
三 休止又は廃止の理由
(試験事務の引継ぎ)
第五十四条 法第八十五条第三項に規定する総務大臣が試験事務の一部又は全部を自ら行う場合の必要な事項は、次のとおりとする。
一 試験事務を総務大臣に引き継ぐこと。
二 試験事務に関する帳簿及び書類を総務大臣に引き継ぐこと。
三 その他総務大臣が必要と認める事項
(公示)
第五十五条 法第七十四条规定第三項、法第八十三条第二項、法第八十四条第三項及び法第八十五条第二項の公示は、官報で告示することによつて行う。
第七章 雜則
(書類の提出)
第五十六条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類(第四章及び第六章の規定によるものを除く。)は、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して提出することができるものとする。ただし、第十八条、第二十条、第二十二条第一項、第二十六条规定、第二十六条の二、第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項並びに第三十三条第一項の規定により総務大臣に提出する書類は、所轄総合通信局長を経由して提出するものとす
る。
2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従つて、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)とする。

第一項の試験の申請	試験の施行地
第二章の学校等の認定に関する事項	学校等の所在地
第三章の養成課程に関する事項	第三章の養成課程に関する事項
第五章に規定する事項	第五章に規定する事項
(電磁的方法による提出)	養成課程の主たる実施の場所（メディアを利用して行う授業による養成課程にあつては、申請者及び認定施設者の住所）
第五十七条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成される場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行なうことができる。	試験の受験地又は修了した養成課程の主たる実施の場所（メディアを利用して行う授業による養成課程を修了した者にあっては、認定施設者の住所、第四章に規定する認定を受けた者にあっては、その住所）
前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられるファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべきに到達したものとみなす。	
附 則	
1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。	
2 法施行の際現に旧公衆法第五十五条の十七若しくは第一百五条第七項の規定又は第八八条の二に規定する契約約款の条項に基づく工事担任者の資格（以下「旧資格」という。）を有する者（以下「旧資格者」という。）は、法附則第十四条第一項の届出をしようとするときは、附則別表第一号に定める様式の届出書を所轄地方電気通信監理局長を経由して郵政大臣に提出しなければならない。この場合において、同項の規定による届出は、第三十七条规定する資格者証の交付の申請とみなす。	
3 旧資格者は、前項の規定による届出をした場合において、それぞれ次の表の上欄に掲げる旧資格の区分に従つて、下欄に定める種類の資格者証の交付を受ける者とする。	

旧資格	第一種	第二種	第三種	第四種
国際公衆データ伝送種	デジタル第一種	デジタル第二種	アナログ第一種	アナログ第二種
回線交換種	デジタル第一種	デジタル第二種	アナログ第一種	アナログ第二種
パケット交換種	デジタル第一種	デジタル第二種	アナログ第一種	アナログ第二種
国際電信種	デジタル第一種	デジタル第二種	アナログ第一種	アナログ第二種

新資格

4 法施行前に行われた旧資格に係る試験において合格点を得た試験科目のある者が、当該試験の科目合格通知の有効期間内に試験を受ける場合は、附則別表第二号の区別に従つて、申請により、試験科目の試験を免除する。

附 則（昭和六一年一〇月四日郵政省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月一四日郵政省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一年四月二五日郵政省令第二三号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第六十七号）の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。

附 則（平成一年一月三〇日郵政省令第六四号）

この省令は、平成二年十一月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二日郵政省令第九号）

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二日郵政省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年二月二八日郵政省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月一五日郵政省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式は、改正後の関係省令に規定する様式にかわらず、この省令の施行の日から起算して六ヶ月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則 (平成八年三月二二日郵政省令第二七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年七月二二日郵政省令第五七号)
この省令は、公布の日から施行する。

2 1
この省令は、公布の日から施行する。

第十四条、第三十九条及び第四十条の申請書は、改正後の別表第五号及び別表第十二号に定める様式にかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の様式によることができる。

附 則 (平成一〇年五月一一日郵政省令第四五号)抄
(施行期日)
(第三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二七日郵政省令第六〇号)抄
(施行期日)
(第三号)
この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することがある。

附 則 (平成一三年一〇月二十五日総務省令第一三九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月二六日総務省令第二一号)
この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百二十五号)の施行の日(平成十六年一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一六年三月一〇日総務省令第三七号)
この省令は、電気通信事業法施行令の一部を改正する政令(平成十六年政令第十号)の施行

る。の日（平成十六年三月二十九日）から施行す

附則（平成一六年三月二二日総務省令第四四号）抄

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第一条 この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際にこの省令による改正前の工事担任者規則（以下「旧規則」とい

う。）第二十八条の規定により交付を受けている工事担任者資格者証については、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、当該工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「旧資格者」という。）が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲については、なお從前の例による。

（日規則第五条に規定する式僕ごとて各点

を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年以内（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年を経過した後に、おいて最初に行われる試験の実施日の属する月まで）にこの省令の施行による改正後の工事担任者規則（以下「新規則」という。）第五条に規定する試験を受ける場合は、申請により、次の表の区分に従つて、試験科目の免除を受けることができる。

1 注
免除する試験科目は、○印を付したものとする。
2 アナログ第一種及びデジタル第一種の資格者

5 証の交付を受けている者の試験の免除科目は、アナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を受けている者の試験の免除科目と同じとする。新規則第四十三条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。新規則第四十六条第一項及び新規則第四十九条第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

11 10 こと
る資格者証の交付を受けることができる。
第三項及び前項の規定によりアナログ第一種
又はデジタル第一種の資格者証の交付を受ける
ことができる者については、旧規則第三十七条
第三項の規定の適用があるものとする。
この省令の施行の際現に旧規則第三十七条各
項に基づき資格者証の交付の申請を行うことができる者は、試験に合格した日、養成課程を修
了した日又は旧規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に限り、新規則第三十七条
第一項に基づき資格者証の交付の申請を行うこ
とができるものとする。ただし、アナログ第一
種及びデジタル第一種の資格者証の交付を受け
ている者がアナログ・デジタル総合種の資格者
証の交付を受けようとする場合は、平成十九年

12　　総務大臣は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る種類の資格者証を交付するものとする。
13　　アナログ・デジタル総合種の資格者証に關する申請者は、前項の交付を受け、式典に合格し、(委嘱書)の申請を行ふことができるものとする。

し、資格者証の交付を受けた者は、試験に合格し、養成課程を修了し、又は旧規則第四章に規定する認定を受け、かつ、D.D第一種の資格者証を受け、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は新規則第四章に規定する認定を受けた者は、A.I・D.D総合種の資格者証の交付を申請することができるものとする。

ただし、当該申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は旧規則第四章若しくは新規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行わなければならぬものとする。

この省令の施行の際に旧規則第十七条に基づく認定を受けている学校等は、この省令の施行の日に、新規則第十七条の規定により認定を受けたものとみなす。

附 則(平成十九年二月二六日総務省令第一五三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二年一月二日総務省令第一二六号)抄
(施行期日)

に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二年六月三〇日総務省令
第七五号）

附則（平成二一年六月三〇日総務省令第七五号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の工事担任者規則（以下「旧規則」という。）第八条の規定により国家試験の試験科目の免除を受けることのできる者の当該試験科目の免除を受けることができる期間は、なお従前の例による。

この省令の施行の際現にされている旧規則第二十条の規定による学校等の認定の申請に係る審査については、なお従前の例による。

この省令の施行の際現にされている旧規則の規定による養成課程の認定の申請に係る審査については、なお従前の例による。

第三十九条及び第四十条の申請書は、改正後の別表第十二号の様式にかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお、従前の様式によることができる。

附 則（平成二二年二月二六日総務省令第二二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二二年四月一日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条から第二十二条の二まで、第二十五条から第二十七条まで、第二十九条、第三十条、第三十二条、第五十六条、別表第五号及び別表第八号の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の工事担任者規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付された資格者証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の工事担任者規則（以下「新規則」という。）の規定により交付されたものとみなす。

3 旧規則の規定により交付された資格者証に限り、工事担任者の氏名に変更を生じたときは、新規則第四十条の規定にかかるらず旧規則第三十九条の規定により資格者証の訂正を受けることができる。この場合において、新規則別表第十二号中「再交付」とあるのは、「訂正」に「工事担任者規則第40条」とあるのは「平成二二年総務省令第12号附則第3項」とする。

附 則（平成二五年一月二三日総務省令第四号）

- 1 この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。
(施行期日)

2 (経過措置)
この省令の施行の際現にDD第二種若しくはDD第三種の資格者証の交付を受けている者又はDD第二種若しくはDD第三種の試験に合格し、養成課程を修了し、若しくは第四章に規定する認定を受け、かつ、この省令の施行の日後に資格者証の交付を受ける者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事者の範囲は、この省令による改正後の工事担任者の規則(以下「新規則」という)第四条に規定する工事の範囲とする。

3 新規則第十条の規定の適用については、この省令の施行の日前におけるデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビットを超えるギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。)の実務経験の期間は、DD第一種、DD第二種又はA-I・DD総合種の端末設備の接続のための技術及び理論の試験科目が免除されるに要する実務経験の期間(デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事に係るものに限る。)に通算することができる。

4 この省令の施行の日前に申請の行われた工事担任者の試験の手数料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年八月一四日 総務省令)
(施行期日)
第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日 総務省令)
(施行期日)
第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二九日 総務省令)
(施行期日)

日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

規法るす間に続接の備

免除する試験科目は、○印を付したものとする。
△ 第一重文部の第一重、△ 第一重文部

ための技術及び理論	
規則別表第四号の規定により第一級アナログ通信の端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれ総合通信の端末設備の接続のための技術及び理論」を	
免 除 する こと と す る。	免 除 する こと と す る。
試 験 科 目 の 試 験 を行 うこ と が 可 能 な 者 は、 当 初 規 定 に 由 り て 免 除 さ れ る。	試 験 機 関 は、 この 省 令 の 施 行 の 日 か ら 起 算 し て 三 年 を 経 過 す る 日 ま で の 間 に 免 除 さ れ る。
は、 當 初 規 定 に 由 り て 免 除 さ れ る。 る。	は、 當 初 規 定 に 由 り て 免 除 さ れ る。 る。

の種別が A I 第一種のものは第一級アナログ通信と、A I 第三種のものは第二級デジタル通信と、D D 第一種のものは第一級デジタル通信と、D D 第三種のものは第二級デジタル通信と、A I・D D 総合種のものは総合通信とする。

この省令の施行の前に旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程（A I 第一種及びD D 第二種の養成課程に限る）を修了した者は、その養成課程を修了した日から三月以内に限り、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請をすることができるものとする。なお、当該申請に際しては、新工担規則別表第十一

に關し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。ただし、当該申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行わなければならないものとする。

総務大臣は、前二項の申請があつたときは、当該申請に係る種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により工事担任者資格者証の交付を受けていらざる者に付与するに當り別表第一の(一)の規定

第一級デジタル通信又は第一級アナログ通信及びDD第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合

に付いて試験科目の試験を免除される場合において、当該試験科目の試験が免除される期間において、申請により、当該試験科目の試験が免除された A-I 第二種又は D-D 第二種の試験を受けること

10
試験科目の規定により第一項の規定に従う。試験科目の規定により第一項の規定に従う。

にいる者が新工科規則第五条に規定する試験を受けようとするときは、申請により、次の表の区分に従つて、試験科目の試験の免除を受けることができるものとする。

「規制緩和」の範囲に該当する法規を免除することとする。

試験の免除を受けることのできる者は、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日まで、同一の申請にて、省令第14条の規定によつて

た者は、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請をする。

基礎の
基
る関統
法すに

合は、総合通信の「端末設備」の接続に関する法規」を免除することとする。
第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の

6 なす。
この省令の施行の際現に旧工担規則第二十五条第七号の規定により講師として総務大臣が適

成課程を修了した者から、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請があつたときは、当該申請に係る種

総合通信	○	(

備の接続のための技術及び理論」に合格してい
る場合又は第一級デジタル通信の工事担任者資
格者正の交付を受けている者等が、A(第一重)

して現に認定を受けている養成課程が終了するまでの間に限り、当該養成課程の授業に従事することができるものとする。

る。
13 この省令の施行の際現に旧工担規則第三十七
条各項に基づき工事主任者資格者の交付の申請

る。格している場合は、総合通信の一端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

条第一項の規定により認定を受けている養成課程であつて、その種別がA-I第二種及びD-D第二種以外のものについては、新工担規則第二十

格者証の交付の申請を除く。)を行うことができる者は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は旧工担規則第四章に規定する認定を

3-AII第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が新工担規則別表第四号の規定により第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合及びD-D第一種の「端末設備の接続の

8 七条第一項の規定により認定を受けているものとみなし、当該養成課程が終了するまでの間に限り、当該認定の効力を有するものとする。
前項の場合において、旧工規規則第二十七条规定により認定を受けている養成課程

受けた日から三ヶ月以内に限り、新工場規則第三条第一項に基づき工事担当者資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。

第一種 アナログ		種 D D 第二			種 A I 第二			者資格者 の種類		交付を受 けている 工事担任 証の種類
信 第二級 アナロ グ通	信 第一級 アナロ グ通	総合通信	信 第一級 デジタル 通	信 第二級 アナロ グ通	信 第一級 アナロ グ通	総合通信	信 第二級 デジタル 通	信 第一級 デジタル 通	信 第一級 アナロ グ通	受驗する 種類
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電気通信 技術基礎
○	○			○			○			未接備の設 端子に接続 する方法規

第三種 デジタル		第二種 デジタル		第一種 デジタル		第三種 アナログ		第二種 アナログ	
信 第二級デジタル通	総合通信	信 第一級デジタル通	信 第二級アナログ通	信 第一級デジタル通	信 第二級アナログ通	信 第一級デジタル通	信 第二級アナログ通	信 第一級デジタル通	信 第二級アナログ通
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

20 信 第二級デジタル通		19 信 第二級アナログ通		18 信 第一級デジタル通		17 信 第二級デジタル通		16 注 1 免除する試験科目は、○印を付したものとする。		種 タ ル 総 合	
A I・D D第三種 総合種	D D第一種	A I第三種	D D第一種	A I・D D第三種 総合種	D D第一種	A I第三種	D D第一種	2 デジタル第一種又は第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者に限る。	2 デジタル第一種又は第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者に限る。	第一級アナログ通	第一級デジタル通
総合通信	第一級アナログ通信	第二級デジタル通信	第二級アナログ通信	総合通信	第一級アナログ通信	第二級デジタル通信	第二級アナログ通信	3 アナログ第一種又は第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者に限る。	3 アナログ第一種又は第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者に限る。	第二級アナログ通	第二級デジタル通
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2 この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により次の表の上欄に掲げる工事担任者資格者証の交付を受けた者とみなす。	1 この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により次の表の上欄に掲げる工事担任者資格者証の交付を受けている者は、この省令の施行の日に、それぞれ新工担規則第三十八条の規定により同表の下欄に掲げる工事担任者資格者証の交付を受けた者とみなす。	2 （施行期日） 附 則（令和六年四月五日総務省令第四号） この省令は、公布の日から施行する。	1 （施行期日） 附 則（令和六年三月二九日総務省令第三一号） この省令は、令和六年四月一日から施行する。	2 （施行期日） 附 則（令和三年四月二三日総務省令第四十九号） この省令は、公布の日から施行する。	1 （施行期日） 附 則（令和三年四月一日本電信電話株式会社等に關する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。	この省令は、電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百六十四号）の施行の日（令和六年八月一日）から施行する。（経過措置）	この省令の施行前に受験の申請の受付が開始された電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百六十四号）の施行の日（令和六年八月一日）から施行する。（経過措置）	この省令は、電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百六十四号）の施行の日（令和六年八月一日）から施行する。（経過措置）	この省令の施行前に受験の申請の受付が開始された電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百六十四号）の施行の日（令和六年八月一日）から施行する。（経過措置）	この省令は、電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百六十四号）の施行の日（令和六年八月一日）から施行する。（経過措置）
十四条第二項の規定による指定を受けている者	十四条第二項の規定による指定を受けている者	十四条第二項の規定による指定を受けている者	十四条第二項の規定による指定を受けている者	十四条第二項の規定による指定を受けている者	十四条第二項の規定による指定を受けている者

別表第一号 免除する試験科目（第8条関係）	
科目試験する	免
第一級アナログ通信	第一級アナログ通信
第二級アナログ通信	第二級アナログ通信
第一級デジタル通信	第一級デジタル通信
第二級デジタル通信	第二級デジタル通信
タル通信	タル通信

<p>第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者証の種類</p> <p>ログ通信 第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合及び第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。</p>	<p>第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている者証の種類</p> <p>ル通信 第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格していれば、それが総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。</p>	<p>第一級デジタル通信又は工事担任者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第78号）附則第2条第1項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合及び第一級デジタル通信又は同項の規定により、なおその効力を有するものとされるデジタル第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級アナログ通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。</p>
<p>別表第二号 免除する試験科目（第9条関係）</p>	<p>受験する種別</p>	<p>科目</p>
<p>○</p>	<p>基礎の技術通信基術</p>	<p>免除する試験</p>
<p>規る関統の設端未接備すに接法</p>		

別表第四号 免除する試験科目（第10条関係）		建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）	電気通信の基礎技術の基	電気通信端末設備の接続のための技術	受ける種別	実務経歴	第一級通信アマチュア
試験科目	免除する場合に限る。						
○ ○ 1 (注)	○	端末設備等を接続するための工事に2年以上	端末設備等を接続するための工事に1年以上	端末設備等を接続するための工事に1年以上	端末設備等を接続するための工事に1年以上	端末設備等を接続するための工事に1年以上	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が5以上ものに限る。）又は総合デジタル通信の工事（総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）に3年以上
○		論理及び技術のための接続の設備	設置	端末			

第二級アログ通信		第一級ルジタル通信		第二級ルジタル通信		第一級ルジタル通信		第二級アログ通信	
通信総合	信令級通信	第二級ターデ	第二級ターデ	第二級ターデ	第二級ターデ	第一級ターデ	第一級ターデ	第二級アログ通信	第二級アログ通信
アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が5以上ものに限る。）並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続の工事に1年以上）	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が5以上ものに限る。）並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続の工事に1年以上）	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための回線）につては、毎秒1ギガビット）を超えるものに限る。）に3年以上（注3）	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が5以上ものに限る。）並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続の工事に1年以上）	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が5以上ものに限る。）並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続の工事に2年以上）	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための回線）につては、毎秒1ギガビット）を超えるものに限る。）に3年以上（注3）	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための回線）につては、毎秒1ギガビット）を超えるものに限る。）に3年以上（注3）	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための回線）につては、毎秒1ギガビット）を超えるものに限る。）に3年以上（注3）	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続の工事に2年以上）	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続の工事に2年以上）
○ ○ 1 (注)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○		○			○				○

統点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット）を超えるものに限る。）にそれぞれ3年以上（注4）

1 注 第二級アナログ通信、第二級デジタル通信又は工事担任者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第78号）附則第2条第1項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第三種若しくはデジタル第三種の資格者証の交付を受けている者に限ることとし、当該資格者証の交付後の実務経験によるものとする。

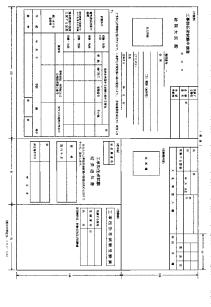
2 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が2以上のものに限る。）又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インターフェースで2以上のものに限る。）の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、第一級アナログ通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下でインターネットに接続するための回線を除く。）の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間」に通算することができる。

3 デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下でインターネットに接続するための回線に係るもの又は総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。）の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、第一級デジタル通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除される実務経歴の期間に通算することができる。

4 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が2以上のものに限る。）、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インターフェースで2以上のものに限る。）又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下のものとしてインターネットに接続するための回線

に係るもの又は総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。）の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、総合通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除される実務経歴の期間に通算することができる。

5 免除する試験科目は、○印を付したものとする。



別表第六号 経歴証明書の様式（第14条関係）

する前の月をもつて計算する。ただし、最終の月又は年に比率日がないうときは、その月の末日をもつて計算するものとする。

(③) 従事期間を計算するには、1月に満たない就業日数は、合算して30日となると会員1月とし、1年に満たない就業月数は、合算して12月となると会員1年とする。

④ 決定した勤務先が異なる場合は、それぞれの勤務先ごとに医療証券書を作成すること。

別表第六号の二 修了証明書の様式（第14条関係）

卒了証書	
氏名 (年齢入)	
卒業日(西暦)と学年で規定する最高学年の認定を受けた有資格校において、 高い認定に係る資格をもたらしたことを証明します。	
学校番号の記入	
認定年月日	
年月日	
学校長	

別表第七号 申請書の様式（第18条関係）

別紙第7号 中小企業の経営状況(中小企業) (平成20年7月度) - 中小企業の経営状況(中小企業) (平成20年7月度) - 中小企業の経営状況(中小企業) (平成20年7月度) - 中小企業の経営状況(中小企業) (平成20年7月度) - 中小企業の経営状況(中小企業) (平成20年7月度)	
社名 幸平光学 中華書局	
社長 大澤 幸平	
郵便番号 100-0011	
都道府県 東京都	
市町村名 (区町) 港区	
電話番号 03-5533-1234	
次の文の記述に該当するので、上記社名と郵便番号を添ふる欄に差し込み、別紙第7号に記入して下さい。	
学校等の名前	
学 校 名	
学 校 地 址	
備考欄	
<p>税金控除の対象となる事業者登録の申請</p> <p>税金控除の対象となる事業者登録の申請</p> <p>税金控除の対象となる事業者登録の申請</p> <p>税金控除の対象となる事業者登録の申請</p> <p>税金控除の対象となる事業者登録の申請</p> <p>税金控除の対象となる事業者登録の申請</p>	
問 題 () (日本語英語併記のみ)	
1. 法人登記簿、または登記簿の複数枚提出すること。	
2. 税金控除の対象となる事業者登録の申請	
3. 税金控除の対象となる事業者登録の申請	
4. 税金控除の対象となる事業者登録の申請	
5. 税金控除の対象となる事業者登録の申請	
6. 税金控除の対象となる事業者登録の申請	

別表第八号 授業科目及び授業時間（第25条関係）

		の種別		養成課程		の種別		養成課程		授業科目及び授業時間											
		別表第九号		別表第九号		別表第九号		別表第九号		別表第九号											
		係		程の養成課	総合通信	課程	信の養成	第二級デジタル通	第一級デジタル通	課程	信の養成	ナロゲ通	第二級ア	第一級ア	信の養成	ナロゲ通	第一級ア	信の基礎	電気通信	授業科目及び授業時間	
		授業科目		担当する		上時間以	100	間以上	50時	上時間以	100	間以上	50時	上時間以	100	上時間以	100	の基礎	電気通信	授業科目及び授業時間	
		講師が有すべき資格（第25条関係）		講師が有すべき資格（第25条関係）		上時間以	300	間以上	75時	上時間以	150	間以上	50時	上時間以	200	上時間以	200	の基礎	電気通信	授業科目及び授業時間	
信通グロナア級一第		工事担任者		講師が有すべき資格（第25条関係）		間以上	65時	間以上	25時	間以上	60時	間以上	25時	間以上	50時	間以上	50時	の基礎	電気通信	授業科目及び授業時間	
信通ルタジデ級一第																					
信通合総																					
者いる		いて受け取る		交付証の格		格者資		者技術		主任通信		電気									

課程の第二級養成通信		課程の第一級養成通信		課程の第二級養成通信ア		課程の第一級養成通信ア	
の端末接続設備に備	論術たの端末接続設備の通信技術の備	規関の端末接続設備法に備	論術ための端末接続設備の通信技術の備	規関の端末接続設備法に備	論術たの端末接続設備の通信技術の備	規関の端末接続設備法に備	論術たの端末接続設備の通信技術の備
○		○		○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○
○		○	○	○	○	○	○

1 注

授業科目を担当できる講師は、○印を付した資格を有する者とする。

		規程の総合通信 養成課		規関する法	
規 関 の 端 す 接 末 る 統 設 法 に 備	論 術 た の 及 め び の 理 技 の 理 備	端 末 接 統 設 備	基礎技術の通信 の基	電気通信 の基	規 関 す る 法
			○		
			○		
○		○	○		
○			○		

別表第十号 申請書の様式（第37条関係）

1. 生年月日は、次に記入すること。

- ① 平成年、西暦月日、大正年、昭和年は、平成はH、令和はLと記入すること。
- ② 本年月のいかずかの数字がHの場合は、該1台の数字の前にHを付して記入すること。

(記載例)

	年	月	日			
昭和30年1月7日の場合	西暦年月日	8	0	0	1	7

2. 中古車の年式、空気受けをどうするか販売者登録の欄で記入し、必要時記入すること。

3. 車検証の年式欄、既に記入済みの場合は、該箇所を記入すること。

別表第十一号 資格者証の様式（第38条関係）

別表第十二号 申請書の様式（第40条関係）

は1 理由の欄は、該当する事項の数字を○で記すこと。
2 申告に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。
①「亡失等の理由により資格者証番号が不明な場合は、その記載を省略すること」ができる。

※ 姓の継承は、母に内蔵めとし、姓と名との間に空欄を1ヶ設けること。

(記入例)

姓	名	姓	名
田	中	田	中

※ 生年月日は、必ず記入すること。
 例 年号は、西暦記入M、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はHKと記入すること。
 ○ 年号にかぎらず西暦記入が必ずしもの場合は、当該1項の数字の前にSを付して記入すること。

(記入例)

姓	名	生年	月	日	姓	名
田	中	S	3	25	H	中

※ 家庭内での名の継承は、民姓の継承の順位に、限りなくSに付すこと。

出1 等真は、中間約5月以内に撮影した新鮮、正直、三三分身、無背景のM20ミリメートル、幅24ミリメートルのもので、表面に銀色の質感及び反射光を記載したものを、等真裏に2枚(同一のものとする)はること。

